

松福障第 1292 号
令和 7 年 9 月 29 日

関係機関 各位

松戸市長 松戸 隆政
(公 印 省 略)

就労選択支援の実施について（通知）

平素より本市の福祉行政にご理解ご協力賜り、誠にありがとうございます。さて、令和 7 年 10 月 1 日より新たに就労選択支援の制度が開始されます。本制度は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、新たな障害福祉サービスとして実施されるものです。

就労選択支援は、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する目的のサービスです。

就労移行支援又は就労継続支援の利用希望者やすでに就労移行支援又は就労継続支援を利用している方々が対象となります。

また就労選択支援の施行に伴い、就労継続支援 B 型は令和 7 年 10 月 1 日より、「就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われる者」が利用対象となることから、新たに利用をされる意向がある場合は就労選択支援を予め利用することとなります。

本書と共に、「就労選択支援事業 支給決定基準」及び「令和 7 年度就労選択支援事業に関する Q & A」を作成いたしましたので、併せてご確認ください。

【問合せ先】

福祉長寿部 障害福祉課
担当：支援班
電話：047-366-7348